

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

(平成30年5月31日付け社援発0531第1号社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

【平時】

【都道府県】



(委託・協定等)



(参加)

【ネットワーク主管部局の選定】

【都道府県社協等】



(運営)

【ネットワーク会議】

主管部局、防災部局、保健医療部局

民生委員
児童委員

保健医療関係者



福祉職の職能団体

【ネットワーク事務局】

(チーム員名簿の作成)

(招集)



社会福祉協議会

社会福祉施設等
関係団体

- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

- ①チーム組成の方法、活動内容
- ②チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③災害時における関係者の役割分担
- ④災害時における本部体制の構築
- ⑤費用負担
- ⑥保健医療関係者との連携
- ⑦チーム員に対する研修・訓練
- ⑧住民に対する広報・啓発 等

【災害時】

【ネットワーク本部】



(情報収集)

【災害派遣福祉チーム】



(派遣の可否の
検討、派遣決定)

【避難所】



(活動のバッカアップ)

(チーム員の供給)

(派遣)

【被災市区町村】



災害発生

- 避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。

- ①他の福祉避難所等への誘導
- ②アセスメント
- ③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④相談支援
- ⑤避難所内の環境整備
- ⑥本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

災害時要配慮者の二次被害防止、
安定的な日常生活への移行

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の構成

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

(2) ネットワークの構成員

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

- ① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等
- ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
- ③ 災害時における構成員の役割分担
- ④ 災害時における本部体制の構築
- ⑤ 費用負担
- ⑥ 保健医療関係者との連携
- ⑦ チーム員に対する研修・訓練
- ⑧ 受援体制の構築
- ⑨ 住民に対する広報・啓発

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

- ① 本部の設置
- ② チームの派遣要否の検討
- ③ チームの派遣決定
- ④ 活動計画の策定
- ⑤ チームの活動支援
- ⑥ チームの派遣終了の決定
- ⑦ 活動終了後の振り返り等

(2) チームの活動内容

- ① 福祉避難所等への誘導
- ② 災害時要配慮者へのアセスメント
- ③ 日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦ 後続のチームへの引継ぎ
- ⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨ 他職種との連携
- ⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

5. 市区町村の責務について

6. その他の留意事項について

- (1) 保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等
- (2) 広域的な災害の場合の取扱い
- (3) 被災した社会福祉施設等の事業継続
- (4) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用
- (5) 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業 報告書」の参照

